

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(弊社)は、労働者や派遣先企業が適切な派遣会社を選択できるよう派遣先より載きます派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合、いわゆるマージン率を公開することが義務付けられました。

(法第 23 条第 5 項)

弊社では、事業年度毎に決算終了後の平均マージン率等を公開いたします。

◇マージン率算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※派遣労働者の賃金には年次有給休暇取得時の賃金を含みます

◇マージンの内訳

スタッフの雇用主として負担する労災保険・厚生年金保険・健康保険・雇用保険。

スタッフが有給休暇を取得する際の引当金。

営業担当者などの管理者や事務所の事務職などの人件費、事務所維持費、募集広告等をはじめとする諸経費。
営業利益。

対象期間:令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日

派遣労働者の数 (令和6年3月31日時点)	149名
派遣先事業所の数	11
労働者派遣料金の平均額	14,488円 (8.0 時間換算)
派遣労働者の賃金の平均額 (交通費など諸手当含む)	11,010円 (8.0 時間換算)
マージン率	24%
教育訓練に関する事項	雇入れ導入教育

◇派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 営業担当者 TEL : 059-378-2930

派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練の機会を提供して参ります。
就業前のビジネスマナーの習得や基礎学力を高める基本教育など、スキルアップの機会を提供して参ります。

上記、教育訓練は有給無償で実施することとし、1 年を超える雇用見込みがある方については、年間 8 時間の教育訓練を実施して参ります。

またキャリア・コンサルティング担当者を選任し、希望者に対する定期的なキャリア・コンサルティングも実施してまいります。